

箱根土曜塾からのお知らせ No.08

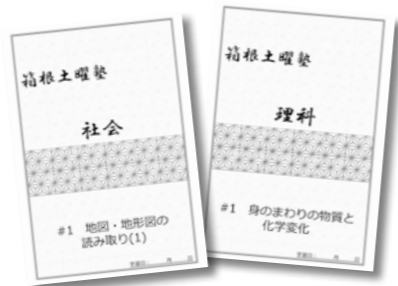
～「箱根土曜塾」の冬期講習について～

箱根土曜塾は、受講生の学力に応じて5つのグループ（5～6名）に分かれ、各グループの講師が、受講生に合わせたプログラムにより、授業を行っています。

箱根土曜塾では、より幅広い受験対策を行うため、昨年度から、冬期講習の間に『理科』『社会』の授業をカリキュラムに取り入れています。

理科①	物理・生物・化学
社会①	地図・地形問題
理科②	地学・物理・生物
社会②	江戸時代以降の歴史
理科③	化学・生物・地学
社会③	大正・昭和の歴史

受験シーズンも本番を迎え、生徒たちも志望校の合格へ向けてより一層やる気に満ちています。写真は12月を迎えた箱根土曜塾の授業風景です。



箱根土曜塾についての詳細は、学校教育課まで！(☎85-7600)

箱根町『園・小・中学校一貫教育(分離型)』

障がい者理解教育編

2020年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピック大会が開催される年です。町では、大会に向けての機運を高めるとともに、障がいのある方への理解を深めるために、各小・中学校において、パラリンピックの種目である「車いすバスケットボール」を体験する機会を設け、子ども達に実際に体験してもらいました。

講師を「湘南地区車いすバスケットボール体験講座隊」の方々にお渡し、箱根中学校では7月に、各小学校では10月から11月にかけて実施しましたので、その時の様子を紹介いたします。

初めに、講師の方々から自己紹介があった後、車いす生活を送ることになったいきさつ、車いすバスケットボールのルール、一般用と競技用の車いすの違い、などの話がありました。

その後、講師の方々によるドリブル・パス・シュートのデモンストレーションと、学校の先生方を交えた試合が行われ、子ども達からは大きな歓声が上がっていました。

いよいよ子ども達の体験です。子ども達は順番に車いすに乗り、進み方・曲がり方・シュートのやり方を練習した後、子ども達同士で試合を行いました。各チームには講師の方々も加わり、子ども達全員がボールに触れることができるようにパスを回していただき、シュートが決まる度に子ども達の応援にも熱が入っていききました。

最後に、子ども達から講師の方々への質問の時間が設けられ、車いすバスケットボールを始めたきっかけや、日常生活で大変なことなどのやり取りがありました。何事にもあきらめないことの大切さや、困っている方を見掛けたら手助けすることができる子になってもらいたい、などの講師の方々からの話に子ども達は真剣に耳を傾けている様子が伺えました。

今後も各小・中学校の子ども達が共通の体験をできる機会を設け、一貫教育を推進していきたいと考えています。

車いすバスケットボール体験の様子



車いすバスケットボールを体験する子ども達(仙石原小学校)



講師の方々の話を聴く子ども達(湯本小学校)

マイナンバーカード専用窓口開設(夜間休日)

日時 1月8日(水)・22日(水)
17時15分～19時15分
1月18日(土)

場所 役場本庁舎2階 総務防災課町民係

取扱事務 ◎マイナンバーカードの申請・交付(顔写真撮影サービス・郵送交付可能)

◎電子証明書の更新・再発行
◎マイキーID設定支援
※詳細は問い合わせください。
※マイナンバーカード事務以外の取り扱いはありません。
照会先 総務防災課(町民係) ☎8517160

観光産業融資利子補給

町内で観光事業を営む中小企業者が、金融機関から借り入れた事業のための設備資金の利子額の一部を補助します。
受給要件
・観光産業関連業種
・町内で2年以上継続して事

業を営む中小企業者
・町税などの滞納がないこと
・個人の場合は暴力団員でないこと

・法人の場合は暴力団でなく、かつ、代表者または役員が暴力団員でないこと

対象資金

横浜銀行、スルガ銀行、さがみ信用金庫またはかながわ西湘農業協同組合から融資を受けた事業性設備資金(1千万円以上で、返済期間が10年以上に限る)

補助内容

・年間利子額の1%(上限5万円)

・補助期間3年間

・受付期間 1月31日(金)まで

※平成31年1月～令和元年12月中に支払った利子について申請を受け付けます。

照会先

・町内金融機関
・観光課 ☎8517410

退職金共済制度 加入奨励補助金 申請受付中

退職金共済制度に加入している事業所に対し、令和元年

(1月～12月)分の掛け金の補助を行っています。

対象共済制度

・中小企業退職金共済制度
・小田原箱根商工会議所特定退職金共済制度
・箱根温泉観光産業従業員退職金共済制度

補助要件

・町内で1年以上継続して事業を営むものであること
・町税などの滞納がないこと
・個人の場合は暴力団員でないこと

・法人の場合は暴力団でなく、かつ、代表者または役員が暴力団員でないこと

・補助額(1か月あたり/一人)

※今年度から補助額を増額することにしました。

・掛金2千円未満の場合 150円

・掛金2千円以上の場合 300円

申請方法 観光課または出張所にある申請用紙に記入、押印し、1月17日(金)までに提出してください。

申請・照会先 観光課 ☎8517410

国民年金保険料は口座振替がお得です

き、便利です。

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」、「1年前納」、「2年前納」もあり、大変お得です。

◆申込期限

・月々支払う場合はいつでも申込できます。申し込んでから2～3か月後から開始となります。

・まとめて前払い(前納)の場合、1年前納と2年前納は2月末日まで、6か月前納(4月～9月分)は2月末日まで、(10月～3月分)は8月末日まで。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

また、Pay-easy(ペイジー)なら、自宅や外出先から、夜間や休日でも納付がで



ただし、コンビニエンスストア内に設置されている複数の銀行に対応しているATMでは利用できませんのでご注意ください。

照会先 小田原年金事務所 ☎046512211391